字の区域の変更について

下記のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

この効力の発生は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和5年12月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地目
長穂	山手上	長穂	長者ケ原	29一部	田
IJ	長者ケ原	11	山手上	30の3の一部	"
IJ	"	11	"	34の一部	"
IJ	山手中	11	山手下	109	畑
IJ	上長浴	11	長浴	1127702	山林
IJ	山手中	"	池の峠	1 1 3 2 4	"
IJ	"	11	山手上	11348	"
IJ	"	"	"	11349	"
IJ	長者ケ原	11	蓮華坊	11588039	"

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

位置図







